

第24回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：令和2年12月10日（木）午後2時から

（開始）

○ 事務局（山村室長）

定刻になりましたので、ただ今から第24回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催いたします。

失礼させていただきます、着席にて御説明いたします。

委員の皆様方、大変お忙しい中、また年末の慌ただしい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じておりますが、マスクの着用等御協力をいただくようお願いしております。

当委員会会議は、原則公開で傍聴席を設けておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。

お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付をいたしております前回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に宮川委員長に御了解を頂いたうえで、共生社会推進室のホームページで公表をさせていただいております。その点も御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事の進行につきまして、宮川委員長にお願いいたします。

○ 宮川委員長

それでは、始めさせていただきます。

最初に、本日の委員会につきまして、4人全ての委員が出席され、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定により、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

それでは早速ですが議事に移ります。

本日の議事につきましては、配布いただいている次第にありますとおり、事務局からの報告事項「奨学金等返還事務の取組状況について」がございます。

では、事務局から御報告をお願いいたします。

○ 事務局（伊藤課長）

事務局を務めさせていただいております共生社会推進室事業調整担当課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。着席にて御説明申し上げ

げたいと思います。

資料 1 を御覧ください。

奨学金等返還事務の取組状況を令和 2 年 9 月末日現在でまとめたものでございまして、令和 1 返還年度分の令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までが終了した時点での取組状況でございます。

それでは、まず 1 の「平成 13 年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」について御報告を申し上げます。

まず、「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況 (人数ベース)」でございます。こちらの表は、平成 13 年度以降に返還の始期を迎えた債権、こちらについては借受者の皆様方に返還手続をお願いしているものですが、この各対象者の方について、返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございます。

返還手続の対象者は、左から 2 番目の借受者欄に掲げております 1,404 人、こちらが母数となっております。

分類は、右に向かって、まず全体を完納等と令和 1 返還年度の手続の対象者に分けておりまして、そして令和 1 返還年度の手続の対象者の状況を返還猶予、返還免除及び返還請求の別に分け、さらに返還請求の状況を返還済と未返還に分けているものでございます。

まず、「完納等」から御説明申し上げます。こちらは表の下注 1 を御覧いただけますでしょうか。

完納等とは、前の年度までに完納又は全部免除となったことにより、現在は手続が不要となった方でございます。

この完納等の方は、表にございますとおり 71 人いらっしゃいまして、全体の 5.1 パーセントとなっております。前年が 61 人でございましたので、前年よりも 10 人増えた状況でございます。

次に、令和 1 返還年度の手続の対象者の状況について、御説明を申し上げます。

こちらの対象者は、借受者 1,404 人のうち、完納等を除く方でございまして、令和 1 返還年度の手続の対象となった方が 1,333 人、全体の 94.9 パーセントでございまして。

なお、この令和 1 返還年度をもって完納等になる方がいらっしゃいますけれども、今回の御報告までは返還免除、返還請求に含まれておりまして、次回の報告のときに完納等に数字が反映されるということになってございます。

表の下注 2 を御覧いただけますでしょうか。今、申し上げました令和 1 返還年度をもって手続が終了するという方は 17 人いらっしゃいまして、令和 1 返還年度の終了時点におきましては、上の表の完納等に掲げる 71 人と合わせた 88 人の方、これは全体の約 6.3 パーセントに相当いたしますが、この方が手続を終

えているということになってまいります。

次に、「返還猶予」でございますが、こちらは3人いらっしゃいます。対象者の0.2パーセントでございます。内訳といたしましては、在学による猶予を受けた方が一人、収入減少による猶予を受けた方が二人となっております。

次に、「返還免除」でございますが、こちらになられた方は、1,099人、令和1返還年度の手続対象者の82.5パーセントに当たります。

具体的には、令和1返還年度に免除の決定を実際に受けられた方と、それから平成30返還年度より前に令和1返還年度分を含めて免除決定を受けておられる方の合計となっております。

表の下注3を御覧いただけますでしょうか。返還免除の中には、現在は免除の適用を受けていらっしゃいますが、過去の滞納分がまだ残っており、これを返還中であるという方が一人いらっしゃいます。

次に、「返還請求」の状況でございます。

返還請求は、先に申しあげました完納等、返還猶予、返還免除のいずれにも当たらない方で、令和1返還年度の手続対象者の中では231人の方が該当されます。対象者の17.3パーセントに相当する人数でございます。

返還請求の内訳ですが、令和1返還年度分までを完納された「返還済」の方が202人、返還が完了しておられない「未返還」の方が29人となっております。

ちなみに、この返還請求の方の人数でございますが、1年前は152人ございました。80人弱、増加しているということでございます。

こちらは、この間、取り組んでまいりました令和1返還年度の免除判定の一斉更新の結果、100名余りの方が返還請求に転じられ、また、元々返還請求だった方が、返還免除に転じたり、返還が全て終わられた方などもいらっしゃいますので、その差し引きで79名の増というような結果となったものでございます。

表の下注5を御覧いただけますでしょうか。

「未返還」の方は29名ということで御報告申しあげましたが、この未返還者のうち、令和1返還年度分から新たに滞納となった方、それから、それより前、平成30返還年度分から未返還である方に分けまして、それぞれの未返還者の方の現在の状況というのを表でまとめているものでございます。

まず、令和1返還年度分のみが未返還の方につきまして、返還に向けた協議が終わっていないという方はいらっしゃいません。次に、協議は済んでいるけれども、まだ納付いただいてない方が25人、そして分納誓約を既にしていただいている方が一人、こちらは以前から未返還の分が残っている方で、分納誓約をもって古い滞納から順に充当している関係で、最近のものが滞納で残るという方でございます。分納誓約の分については履行していただいております。

こちらが追いついた段階で滞納が解消するというところでございます。

それから所在不明の方が二人いらっしゃいます。以前から長期の所在不明の方が一人と、令和1返還年度に免除明けになられたのですが、所在不明のまま履行期限が経過したという方が一人ということで合計二人いらっしゃいます。令和1返還年度分のみ未返還となった方が、この合計28名ということでございます。

それから、平成30返還年度分が未返還ということで、継続して滞納されている方ですけれども、この方が一人いらっしゃいまして、返還金を納めていただけていない未納付に分類しているところでございます。この29名の内訳につきましては、以上でございます。

次に、「(2) 令和1返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）」の御説明に移りたいと存じます。

まず、表の下を注を御覧いただけますでしょうか。

この表は、令和1返還年度の分につきまして、返還猶予、返還免除又は返還請求のいずれかを行ったものの件数と金額を示したものでございます。

人数ベースの上の表に当てはめると、完納等を除いた令和1返還年度の手続対象者、1,333人の方についての、件数ベースの手続の状況を示したものとなります。

順に御説明申し上げます。まず「対応件数」でございます。返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数は1,662件、金額にして1億2,761万3千円でございます。

高校と大学の件数を分けてカウントしますことから、両方の奨学金を利用されている方は2件とカウントいたします。そのため、件数と人数は一致しないということになってございます。

「返還猶予」ですが、件数は4件、金額にして23万3千円でございます。全体の構成比の中では0.2パーセントに相当いたします。

次に、「返還免除」ですが、返還免除の中には、先ほど御説明しましたが、令和1返還年度に返還免除を決定した方だけでなく、過去、具体的には平成27年から平成30年の返還年度の間に免除の決定を行い、令和1返還年度も免除期間中の5年間に含まれるという方の件数と金額も含まれております。

件数は1,361件、金額にして1億151万2千円となっております。全体に対する構成比は、御覧のとおり件数で81.9パーセント、金額で79.5パーセントでございます。

次に、「返還請求」でございますが、件数が297件、金額にして2,586万8千円でございます。全体に対する構成比は、件数で17.9パーセント、金額で20.3パーセントでございます。

収入状況の内訳は、「収入」が 263 件で 2,424 万 6 千円、「返還請求」に対する率は件数で 88.6 パーセント、金額で 93.7 パーセントでございます。

「未収入」は 34 件で、金額は 162 万 2 千円、返還請求に対する率は件数で 11.4 パーセント、金額で 6.3 パーセントに当たるものでございます。

表の下に、返還猶予と返還免除の事由別の内訳を記載しております。

まず、「返還猶予」でございますが、在学中による猶予が 2 件、こちらは 1 名の方の 2 件でございます。また、収入の大幅な減少による猶予が 2 件、こちらは二人の分でございます。

次に、「返還免除」の事由別の内訳でございますが、所得が基準以下による免除が 1,361 件、全てでございました。

次に「履行期限の延長の状況」ですが、所得は返還免除の基準に該当しないために、返還請求に区分をされておりますけれども、経済的な負担に配慮をして、総返還金額は変更せずに、返還期間を延長して 1 年当たりの金額を下げるという措置を採っているものでございます。

この履行期限の延長の状況ですが、件数が、返還請求 297 件の内数で 34 件、いずれも「所得が基準以下のため」でございまして、人数では 25 人に当たります。

こちらの履行期限の延長の状況ですが、今回、返還請求が増えた状況ではありますが、この間、一貫して減少傾向でございまして、利用される方がだんだん減ってきている状況でございます。

以上が手続の状況、人数ベースと件数ベースの御報告でございます。

次に、滞納されている方に対する取組状況として、「(3) 督促・催告の実施状況」と「(4) 今後の法的措置対象者の見込み」について御説明を申し上げます。

資料「(参考 2) 返還金滞納者への対応スケジュール」を御覧いただけますでしょうか。

資料の上部に、滞納者に講じる措置の説明を記載しております。滞納が生じた場合、1 に記載のとおり、まず (1) 督促を行います。これは履行期限の経過から 3 箇月経った頃に実施をするものでございます。

そして、こちらにに応じていただけない場合に、催告を 4 回、3 箇月ごとに行います。

それでも返還に応じていただけない場合に特別催告を行うということで、こちらは半年に一度、行っております。

この流れですが、この下の図の左半分で、今申し上げました督促、催告及び特別催告のスケジュールを記載しているところでございます。

次に、督促や催告によっても返還に応じていただけない場合で、法的措置の基準である 50 万円以上の滞納となったとき又は消滅時効の完成まで 1 年以内と

なったときにつきましては、２に記載の手順で、法的措置を行うことになっております。

訴えを提起する前年の４月と９月に特別催告を行いまして、その間に、連絡対象者が本人とは異なる方であれば、本人への説明を依頼するであるとか、そういう手順を踏んでまいりまして、１１月に最終の催告を行い、１２月の監理委員会で法的措置に向けた御意見を伺いまして、法的措置の通知書をお送りします。

その後、訴訟提起の場合は、議会の議決が必要になってまいりますので、２月の議会に議案を付議し、訴えを提起してまいります。訴えの提起でなく民事調停の申立てを行う場合は、議会の手続がございませんので、民事調停の申立てに移っていくということでございます。このような流れで、滞納者に対する対策を講じているところでございます。

戻りまして、資料１の「（３）督促・催告の実施状況」でございます。

督促・催告の実施状況につきましては、今回の御報告から表の体裁を若干改めまして、１年間の取組状況を一覧でお示しする形にしております。

令和元年１２月と令和２年３月の督促・催告の状況につきましては、前回の委員会で報告済みですが、改めて、この１年間の取組状況が一覧で分かる形にしたものでございます。

表は、督促・催告の発行日ごとに、対象とした滞納者の数、その滞納者に対して講じた措置、督促、催告、特別催告の別、それから、措置を講じた後で返還手続が行われた人数とその内訳を示すものでございます。

注１を御覧いただけますでしょうか。督促等の発行の時期ごとに、実施する措置を一覧にしております。

ほとんどの借受者の方の履行期限が９月末日でございまして、その方々に対して、御覧のスケジュールで督促、催告、特別催告を行っていくということでございますので、例えば１２月に発行するものというのは、新規の滞納者に対する督促、それから前年の滞納者に対する催告の４回目、それより前の継続滞納の方には特別催告を行うというようなものでございます。

なお、表の下の※印にございますが、履行期限が９月末日でない方の場合、別のスケジュールで実施をしていくということになってまいります。

それでは、表に戻りまして、令和元年１２月２日、４人の滞納者に対して督促を行いました。注２にございますが、平成３０返還年度分の滞納者は、当初１７人いらっしゃいましたが、１３人は、督促の発行日までに返還手続に応じただきましたので、実際に督促を発行したのは４人ということになってございます。

また、催告や特別催告の対象となる継続滞納者の方はいらっしゃいませんで

した。

右の欄に移りまして、この督促を4人の方に対して行いましたところ、3人がこれに応じて返還金を完納していただきまして、滞納が解消したということを示しております。

次に、2行目以下でございますが、督促に応じていただけなかった滞納者一人に対しまして、令和2年3月2日に、1回目の催告を行いましたが、この方はこれに応じていただくことができませんで、以降、6月1日、9月1日にも、それぞれ2回目、3回目の催告を行ったことを示しております。9月1日の催告の右の欄の返還手続も0でございますので、これにもに応じていただくことができなかったということで、現在も滞納が継続しているということを示しております。

次に、「(4) 今後の法的措置対象者の見込み」でございます。

滞納者のうち、今後も返還手続を取らずに滞納を継続した場合に、3年以内に法的措置の基準に該当することとなる、そういう見込みのある方の状況を、この法的措置の基準である「50万円以上の滞納」と「1年以内に消滅時効を迎える債権の滞納」という基準ごとに示したものでございます。

アの「50万円以上の滞納」につきましては、これまでも申し上げました滞納継続中の一人が今後も滞納を継続した場合に、滞納額が50万円を超え、法的措置の基準に該当する可能性があるということを示しております。

表に記載のとおり、現在は、平成30返還年度分と令和1返還年度分の23万9,999円を滞納しておられますが、返還金の年額が21万3,335円と、比較的多い方ですので、このまま滞納を継続された場合、令和4年9月末日が納期限である令和3返還年度分を滞納した段階で、滞納額が50万円を超え、法的措置の対象となってまいります。

現在、この方には接触を試みておりますが、接触できていない状況でございます。引き続き、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、イの「1年以内に消滅時効を迎える債権の滞納」につきましては、現在該当者はいらっしゃいません。

以上が平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況の御報告でございます。

次に、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。いわゆる条例に基づく一律免除の状況でございますが、こちらは令和元年度に決定した分で、前回の監理委員会で御報告申し上げたものと同じ内容でございます。参考に、再度掲載しているものでございますので、説明は割愛させていただきたいと存じます。

続きまして、「(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況（令和2年9

月末日現在)」でございます。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」につきましては、最近5年分を記載をしております。

1 ページの(2)で示しました件数ベースの表、こちらのデータの最近5年分のストックの情報を一覧でまとめたものでございます。

前回の委員会までは、平成25返還年度以前の情報も記載しておりましたが、平成24、25返還年度にそれぞれございました未収入の状況が解消いたしましたして、前回会議の段階で数値が確定いたしました。今後動く可能性がないことから、ストック情報の記載を最近5年分ということで改めさせていただいたところでございます。

なお、過去の情報を記載した前回までの会議資料は、ホームページで公開を継続しておりますので、過去の分もデータを参照いただくことができる状態でございます。

また、平成26返還年度の未収入のところに1件、1万4千円という数字が御覧いただけるかと存じます。こちらは冒頭の人数ベースの表でも申し上げましたが、現在、分納誓約で返還をされている方でございます。

ただ、この方については、分納誓約の期間がこの9月末までということでございますので、10月以降、この分納誓約を破棄して、一括での返還請求という状態に移っています。

こちらについても、早急に解消するよう努力してまいりたいと考えておりますが、もしこの数字が残ったまま、もう一年経過をいたしました場合、平成26返還年度が表示されなくなりますけれども、その際には注書きなどで示し、状況は引き続き御確認いただけるようにしたいと考えております。

次に、返還猶予、あるいは返還免除を行った事由別の状況を件数ベースで、それぞれ5年分を記載しているところでございます。こちらについても、数字は特に動いていないところでございます。

次に、「平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」ですが、こちらは、条例に基づく律免除分の、最近5年間のストック情報をまとめたものでございます。

続きまして、「(参考3)平成26返還年度に免除決定を受けた借受者に係る奨学金等の返還手続の状況について」でございます。

この1年余り取り組んでまいりました、平成26返還年度に返還免除となられた借受者の方に対する、令和元年度以降の返還分についての返還免除の再判定の手続、いわゆる一斉更新に該当するものでございますが、この手続につきまして、9月末で一定終了いたしましたので、その状況を御報告するものでございます。

手続の状況は、表に示したとおりでございます。

対象者は 905 人いらっしゃいまして、返還猶予となった方が 3 人、返還免除となった方は 797 人でございます。割合にして 88.1 パーセントでございました。

免除とならず返還請求となった方は、105 人、11.5 パーセントに当たる方でございます。そのうち一人は、最後まで所在をつかむことができず、所在不明ということで、数字を挙げております。この方につきましては、今後も住民票の調査などを継続してまいりたいと考えており、連絡を取れた段階で、この間の事情をお伺いするということになります。このまま仮に 3 年間、所在不明の状態が継続した場合には、免除手続が可能となってまいります。

返還免除や返還請求の割合でございますが、概ね、例年と同様の傾向でございました。

ただ、これまで 5 年間、免除となっていなかった方のうち 1 割強、105 人の方が新たに返還請求に転じられましたが、これは所得の上昇が主な要因であるものと考えております。

資料 1 の説明につきましては以上でございます。

○ 宮川委員長

それではただいまの御報告につきまして委員の皆様方、何か御質問等はございますでしょうか。

○ 木田委員

御説明ありがとうございました。3 点、質問させていただきます。

まず 1 点目ですが、人権にも配慮いただいたうえで、債権の回収状況は全体的に滞りが少なくなっているのではないかと考えておりますけれども、そういった理解で間違いないのかということの確認です。

2 点目は、参考 1 の資料の「平成 13 年度以降に返済始期を迎えた債権の取組状況」に残っている 2 件の未収入について、少し課題になっているところではないかと理解していますが、平成 26 返還年度分が未納の方は、先ほど免除申請とセットでということでしたけれども、こちらもどのような形で取組をされているのでしょうか。

3 点目は、同じ資料で、法的措置となる可能性がある平成 30 返還年度分が未納の方について、少し御説明いただいた中で、接触ができてないということでしたけれども、このような場合、保証人の方もいらっしゃるかと思いますが、今後どのように取組を行っていくのかということをお教えいただけたらと思っております。

○ 事務局（森課長）

事業推進担当の森です。着席にて御説明申し上げます。

平成26返還年度分が未収入の方につきましては、昨年度まで不定期的ではありますけれども、「納入が遅れてます。」と連絡をしますと、一部納付を頂いたりしていましたが、ここ半年間程、お電話をしたり、御自宅にも朝や夜、時間を問わず訪問しておりますが、コンタクトが取れない状態です。引き続き、電話か訪問かというような方法しかございませんので、時間帯や曜日を変えて粘り強く継続していくことを考えています。

次に、平成30返還年度分が未収入の方は、お話にもありましたように将来訴訟になる可能性があるということで、朝の出勤前や夜に御本人の自宅に訪問しますが、会えない状態です。

今、マンションにお住まいですが、オートロックになっておりまして、我々も部屋の前までたどり着けず、入口の所で呼出ベルを押しても応答していただけません。ポストにお手紙を入れておりますが、反応がないというような状況です。

この方の保証人は、連絡対象者であるお父さん、お母さんなんですけれども、御家庭の事情もあり、頻繁に来てほしくないとおっしゃられていて、お電話をしたり、お手紙を出したりということをしていますが、親御さんからは、御本人と話をするように言われておりますので、基本的には本人対応としつつ、親御さんにもこの状況が継続するようであれば何とかお話を聞いてほしいと言っている状況です。

引き続き二人については、接触を試みていくことになっております。

○ 宮川委員長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

○ 玉置委員

玉置です、よろしくお願いします。履行期限の延長制度について状況を伺います。

この制度を御利用の方は、現在、減少傾向ではあるけれども、人数で25人、件数で34件あるという状況ですが、こちらも5年ごとに更新が必要で、これから先5年、またその先5年と継続した場合、最長、何年先まで継続する可能性があるのか。併せて、そのとき借受者の方、もしくは保証人さんの年代がどの程度まで上がっているのか、返還に係る手続が滞りなく進められるのかということ。また、予測しづらいことではありますが、今後のこの制度の利用について

て、御本人様の負担も少ない形にさせていただきたいですけれども、5年ごとに整理されていく中で、今後どのように対応がなされていくのか。その辺りの考え方について、聞かせていただきたいと思います。

○ 事務局（森課長）

改めて、少し履行期限の延長について説明しますと、この制度は、1度適用したら非免除の期間が最後まで継続するというのではなく、免除制度と同じく、5年置きに更新業務をさせていただいておりまして、収入によっては制度利用が継続できなくなります。

今、御質問のあった最長でどのぐらいまでかという話で言いますと、現状のまま5年ごとに更新ができたとしますと、今からあと20年近く返還を続けていただかないといけない方がお二人いらっしゃいます。ほかにはあと数年という方がほとんどで、年齢的に不安になるような方はいない状況です。

制度の利用の経過について少し補足しますと、元々この奨学金返還制度が発足した当初から履行期限の延長制度はあり、平成21年から25年辺りまでは、借受者の方も学校を卒業され、就職して間がなかったということで、大半の方がこの制度を使わずに免除ができたという状況が最初の5年ぐらいだったと思います。その後、平成26年に1回目の免除明けが来まして、年齢的に20代の後半から30代に差し掛かかってこられ、勤続されていると、単身の場合、356万という免除基準を超えられる方もおられます。しかし、「非免除イコール返還」という制度が、過去の経過もあることからなかなか受け入れてもらえなかったというような状況もありましたので、滞納になって訴訟するより、本市としても何とか返還をお願いしたいということもあって、履行期限の延長制度を活用し、滞納が発生しないような仕組みとしていたというのが、平成26年当時だと思います。平成27年以降になりますと、履行期限の延長制度を継続してるよりも、改めて非免除の方にはしっかりと延長制度のメリット・デメリットを説明させていただいて、十数年先まで継続することによる年齢的なこと、御本人さんが知ってる、知らないという状況もありますので、そういうことも含めて御判断くださいとこちらから言うようになり、徐々に利用される方が減ってきました。あるいは、制度がしっかりと理解できたので、それなら残りの額を全部返還するという方も出てこられました。年齢が進み御結婚されたり、お子様が生まれたりすることで、免除になった方もいらっしゃいまして、現状では25人の借受者が履行期限の延長制度を御利用いただいているという状況です。

今現在は、積極的に履行期限の延長制度を勧奨するというより、例えば非免除になったけれども、来年結婚するのが分かっているとか、お子様が生まれることが分かっているとか、そういう将来免除になる可能性が非常に高い方につ

いては、返還額をその1年間に限って2分の1にして、また免除になった時点で返還計画を元に戻して免除させていただくというような相手方にメリットがある場合に、履行期限の延長制度についてお話をさせていただいてるという状況です。

○ 玉置委員

ありがとうございます。きめ細かく対応いただいていることは分かりました。ありがとうございます。

○ 宮川委員長

私からも1点確認したいんですけど、法的措置対象に見込まれている方のことですが、今後も手続を取らず、このままいけば3年以内に法的措置の対象者となるということかと思いますが、実際の所得の状況から今年や来年に免除を受けていただける可能性がないということでしょうか。

併せて、この方については、12月2日の催告が4回目なので、最後の通常催告ということになったということで間違いないのかということ。そうであれば、この方について、催告はどういう方法で、しっかりと届いたことが確認できてるのかということ、確認させていただければと思います。よろしく願いします。

○ 事務局（森課長）

免除の可能性については、当業務では課税証明を閲覧する権限がございませんので、聞き取りにより見込みを立てることになります。住民票は公用請求で調べることができますから、どこにお住まいになっているか、あるいは世帯構成がどうかということまでは分かりますので、例えば、お二人世帯であれば489万円以内だったら免除ができますが、あとは連絡対象者に、どのようなお仕事をされていて、どのぐらいの収入があるんだろうかと聞き取るしかありません。

この方の場合、今の状態になる以前から非免除で、連絡対象者のお父様、お母様に返還をしていただいていたという経過がありますので、今後も転職されたり、そういうことがなければ、非免除の可能性が高いとの予測の下に、3年経てばということでお話をさせていただいています。

○ 宮川委員長

手続を取りさえすれば免除になるのに、知らないからこうなってしまうという可能性はないのでしょうか。

○ 事務局（森課長）

例えば、収入がコロナ禍の中で減少されたりしますと、令和3年度からは免除できる可能性が出てきます。ただ、もう履行期限が過ぎた平成30年度、令和元年分について、今から遡って免除させていただくということとはできませんので、話ができて、将来分を免除できたとしても、これまでの分についてはどのように返還をしていただくか、御本人様と協議しないといけないことになります。将来免除になる可能性はないことはありません。

次に、催告の方法ですが、12月に4回目の通常催告を、御本人様、御両親宛てで特定記録郵便で送っています。

○ 宮川委員長

そのほかございますか。

なければ、議題は以上となりましたが、折角の機会ですので全体を通しまして、何かお気づきの点などあれば、併せてお聞きしますがいかがでしょうか。

特になければ、報告事項、それから議事を終了いたします。

事務局から、その他報告や連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

○ 事務局（山村室長）

それでは、本日の委員会の議事録につきましては、事務局で改めて案を作成し、委員長に御確認を頂いたうえで公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に御相談でございますけれども、当委員会の運営の見直しと次回の委員会の開催についてでございます。

当委員会の会議につきましては、設置根拠である条例上では、年1回の開催とされているところでございますけれども、これまでおおむね半年に1回、年に2回開催致しまして、奨学金の返還事務の取組状況を報告するとともに、債務の取り扱いに関する事項につきまして御審議を頂いてまいりました。

この間、当委員会の先生方の多大なるお力添えもありまして、制度もほぼ確立し、運用させていただいております。

手続を拒否される方の解消や返還請求訴訟も一定、終結を迎えておりますし、個別審査事案についても、減少している状況でございます。

返還金の未納についても、本日の御審議にもございましたが、一定、見通しが立ってきているところではございます。そういう意味で奨学金等の返還事務を巡る状況は、皆様のお力添えの下、改善してきたと考えているところでございます。

そこで、来年度からですが、当委員会の会議につきましては、条例の規定に

のっとり、年1回の開催とさせていただければと考えております。もし御了解をいただけましたら、次回の委員会は、緊急の案件がなければ来年のこの時期が最適かと思っておりますので、令和2年度の返還年度の取組状況の御報告などをさせていただくことといたします。

御了解をいただくようお願い申し上げます。

○ 宮川委員長

議決する事項ではないですけれども、返還事務については整理もされてきており、スムーズに来ているようです。

特に異存のある方、いらっしゃいませんか。

(異議なし)

○ 事務局（山村室長）

ありがとうございます。では、そのような方向で調整いたしますが、何か緊急の事案などございましたら、そのときは委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

もう1点、御案内をさせていただきます。現在の委員の皆様方の任期が、来年の3月までになっております。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、長期にわたりまして、御意見、御指導を頂きましてありがとうございます。

今期をもちまして、3期、6年間にわたって、委員をお務めいただきました玉置委員が御退任されることとなります。我々、事務局と致しましても、委員からの御指導を賜りました借受者の方に対する丁寧な説明と、実態に則した誠意ある対応、寄り添いの対応を今後とも努めてまいる所存でございます。

また、玉置委員は、京都市の人権文化推進懇話会の副座長もお務めいただいております。今後も引き続き、本市の人権行政に携わっていただき、また、お力添えを頂くこととなります。それも含めまして、本市市政の推進に、今後とも御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは玉置委員より、御退任に当たりまして、御挨拶を頂ければと存じます。よろしくお願いいたします。

○ 玉置委員

御紹介いただきありがとうございます。

6年間、この委員会の分掌する業務について、無事、今日を迎えられましたこと、丁寧な御説明を頂いた事務局の関係の皆様のおかげと思っております。

本当に丁寧に御指導いただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、この場で様々な視点から御意見を頂きましたことは、私自身にとっても本当に視野を広げていただく、とてもよい時間を頂けたものと感謝しております。これまでの委員、そして現委員の皆様、また今後、引き続き御活躍いただく方も含めましても、本当に感謝しております。ありがとうございました。

先ほど人権文化推進懇話会の件をおっしゃいましたけれども、私たち委員活動として、様々な活動に向き合っておりますけれども、本当にいったい何を知り、何をどれだけ理解できているかということが、非常に、振り返れば振り返るほど難しいなと思う昨今です。しかしながら、やはり私たちは常に、「リスペクト・アザーズ」という言葉があるように、相手をどれだけ思っ接することができるか、そのところが非常に大事ではないか。この委員会においてもそうですし、ほかのことにおいても、全てそのことが共通するのではないかと思います。今後も、奨学金を借りてなさっている皆様方にそういう気持ちで、丁寧な説明で接していただければ、皆様納得の下で、ソフトランディングしていくのではなかろうかと思っておりますので、今後とも引き続きまして、よろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○ 宮川委員長

玉置先生、ありがとうございました。

以上をもちまして、第24回の委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(終了)